

第27回(最終回) 総括：契約責任と不法行為責任

2016/01/22
松岡 久和

【契約(債務不履行)責任と不法行為責任】

1 両者の主な相違

(1) 積極的要件

- | | |
|---|---|
| { | 債務不履行責任* ①有効な債権の存在、②債務の本旨に従った履行がないこと(客観的な不履行)、③損害、④因果関係 |
| | ※付随的注意義務違反による完全性利益侵害は不法行為責任ともいえるので、ここでは給付義務違反を念頭におく |
| | 不法行為責任 ①故意または過失、②権利または法律上保護される利益の侵害(=違法性)、③損害、④因果関係 |

種別 \ 故意・過失*	有	不明	無
債務不履行責任	責任有	責任有	責任無(免責立証)
不法行為責任	責任有	責任無	責任無

※判例・通説では、債務不履行の帰責事由は故意または過失及び信義則上これと同視される事由(主として履行補助者の故意・過失)とされているが、与える債務等の結果債務では、免責立証は難しく、不可抗力のみ免責される厳格責任(無過失責任)と大差がない。

(2) 効果

- ・損害賠償の範囲決定 416条を不法行為に適用しない学説が通説化
- ・消滅時効期間 債務不履行：10年(167条1項)、不法行為：3年/20年(724条)
民法改正案 短期消滅時効(169~174条)は廃止。5年または10年に短縮(新166条1項)生命・身体被害では両責任の消滅時効期間を5年/20年に統一(新167条・724条の2)
- ・相殺 不法行為に基づく債権では相殺禁止(509条)
民法改正案 相殺禁止を悪意の不法行為に限定し、生命・身体侵害では拡大(新509条)
- ・間接被害者(遺族等)の慰謝料請求権 不法行為のみ(710・711条)だが債務不履行にも類推適用
- ・遅延損害金の発生時期 債務不履行：412条、不法行為：損害発生時

商法等の特則：責任の厳格化・損害賠償額の定額化や合理的制限・迅速な決済等

- ・履行補助者責任を取り込んだ運送人等の厳格な責任(商560・577条)
- ・高価品明告義務(商578・568条)
- ・損害賠償額の二段階制(商580・581条—一面で軽過失減責)
 郵便法・鉄道営業法など賠償額を定額化するものも多い。
 国際海上物品運送法・ワルソー条約など責任制限を設けるものも多い
- ・商事債権一般は5年(商522条。民法改正案で削除)、他にも特別規定多数(会計法30条の5年など)

2 債務不履行(契約違反)か不法行為か?

(1) 債務不履行構成が主張される主たる理由

- ①安全配慮義務違反の場合(P227・228) 不法行為の損害賠償債権の時効消滅後
 ※契約責任について時効消滅している場合には、逆に不法行為構成が主張される(たとえばP398)
- ②医療過誤訴訟の場合 帰責事由の立証負担の緩和

※ドイツでは逆に債務不履行では慰謝料請求権が認められないため、不法行為構成が普通。日本でも、過誤の違法性追及を重点に置く場合には、不法行為構成が多い

③契約締結上の過失責任の場合 (P I 3-5)

a) 契約不成立 (不当交渉破棄) 型・無効型では、義務成立根拠の補充

※不法行為規定が限定列举方式で純粋財産損害について故意かつ良俗違反の不法行為しか認めないドイツ民法826条の制約を回避するための議論を日本に「直輸入」

b) 契約成立型では、契約内容と関連づけた説明義務・助言義務等の根拠付け (P19・20) に加え、履行利益賠償・契約解除 (ほとんど認められていないが)

(2) 両者の違い

①債務不履行責任構成では被害者に不利な点が若干残る (免責特約・責任制限特約、契約外の第三者の責任追及)

②診療債務内容の立証は注意義務の立証とほぼ同じ。因果関係問題は事実上の推定などで不法行為でも債務不履行でも救済可能

③信義則を介するとしても構成によって結論は変わらない

【請求権競合】

Case 27-01 Xは、Yにあるもの運送を頼んだが、Yの従業員の過失によって、約定通りの運送はなされなかった (荷物が盗難にあたり、配達が遅延した)。

①Xは事故から2年後にYに損害賠償の請求ができるか。

②Xが事故から1年以内にYに損害賠償の請求をしたが、YはXが荷物が高価品であることを告げていなかったため盗難について責任はない、と主張した。

③Yが国 (総務省) で書留郵便の遅延につき、郵便法の規定によって、責任の制限がなされている、と主張した。

Case 27-02 Aの財産を相続したと主張するXが、Yに対して所有権に基づいて、本件建物の収去と土地の明渡しを求めたところ、YがXの相続を争わず、Xから賃借しているとの抗のみ弁を主張したので、Xはさらに土地賃貸借はYのAへの無断転貸を理由に解除したと主張した。訴訟は契約の解除を認めるX勝訴の判決で確定したが、Xの強制執行に対して、Yは、(たとえばXが相続人でなかったとして) Xの所有権を争えるか。

1 請求権競合問題とは

- ・1つの「生活事実」が、形式的に見て、請求権発生のための複数の法的性質の異なる構成要件を充足することになる場合、そしてその結果、同一当事者間に同一内容の給付を目的とする複数の請求権が発生すると一応見られる場合に、果たして請求権規範の数に対応する請求権の成立を認めるべきか、権利者・義務者間の法律関係はどのような規範によって処理されることになるか
- ・債務不履行と不法行為の競合が最も重要だが、物権的請求権と契約上の請求権 (Case 27-02)、損害賠償請求権と不当利得返還請求権などの競合も含む、全実体法体系にかかわる問題

2 各種の考え方 (参考図参照。元図は前田・後掲226-227頁)

①請求権競合説 (判例・通説 百106) *

論拠 沿革／単純明快さ／被害者保護／複数権利者に請求権が成立する場合との均衡／属性や範囲の違いの存在

批判 最適規範の適用が保障されない／旧訴訟物理論による既判力の抵触や再訴可能による応訴負担・裁判所の負担／選択的併合請求の矛盾

※契約責任規範による不法行為責任の成立や責任範囲の制限 (例 高価品明告義務、特約による免責) は、契約の解釈問題等によって肯定可能

参照 P19＝百106（宅配便ダイヤモンド紛失事件：品名・価格を告げなかった顧客所有の荷物の紛失につき不法行為に基づく損害賠償債権を賠償者代位してした約460万円の請求を責任限度額30万円を超える部分につき信義則上否定
 ←定額大量処理をする宅配便における高価な荷物の引受拒絶や責任制限の合理性、責任無制限となる責任制限の趣旨を没却、故意・重過失の場合には責任制限がなく荷送人に不当な不利益はない、荷受人も宅配便使用を容認）

②法条競合説（川島）

論拠 一般法・特別法関係

批判 契約規範の特則性の限界／法性決定困難な事例の存在

③新訴訟物理論からの反応（三ヶ月）と属性規範統合説（上村）

④請求権二重構造説（奥田）

⑤全規範統合説（四宮・加藤）

- ・方式選択ルール（メタ・ルール）の存在を自覚し、請求権競合方式・法条競合方式・全規範統合方式を使い分ける
- ・全規範統合方式では、要件も統合される
- ・債務不履行と不法行為の関係では、履行行為と内的関連を有する行為による侵害では契約規範が優先（法条競合）、内的関連を有しない故意の侵害行為などでは両規範から被害者に有利な規範を選択適用

批判 訴訟物（審判対象）確定の方法が不明／結論が予測不能／要件効果の相互規定関係をどう見るか不明

3 請求権競合論から制度間競合論へ

・制度間競合問題：同一の生活事実に対して適用可能な規範が複数存在する場合に、規範相互の関係をどのように見るか。

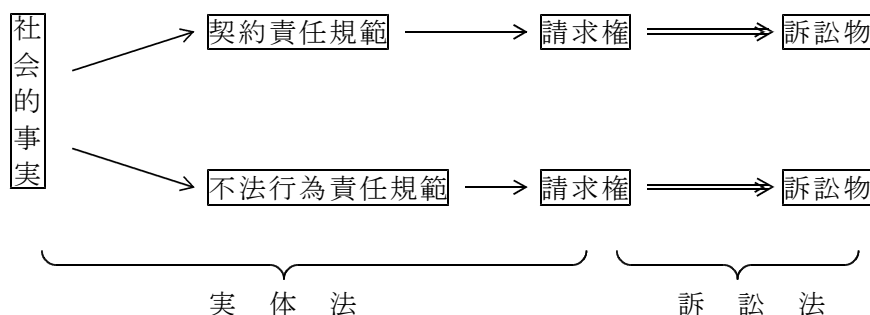
例 違法な勧誘に基づいて不本意な契約を締結させられた者の保護

：詐欺・錯誤・公序良俗違反などの法律行為規範と、債務不履行規範、不法行為規範の関係が問題になる

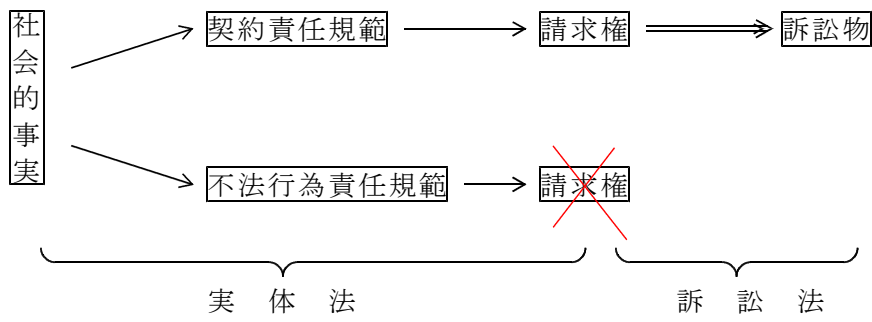
【参考文献】

- ・四宮和夫『請求権競合論』（一粒社、1978年）
- ・加藤雅信「請求権競合論と『統一的請求権』論」判タ514号（1984年）208頁
- ・前田達明『口述債権総論〔第3版〕』（成文堂、1993年）
- ・奥田昌道編『取引関係における違法行為とその法的処理——制度間競合論の視点から』（有斐閣、1996年）：とりわけ、大久保邦彦「請求権競合論の問題構造」、山本克己「メタ・ルールによる規範調整と規範統合方式」、道垣内弘人「請求権競合論から制度間競合論へ」

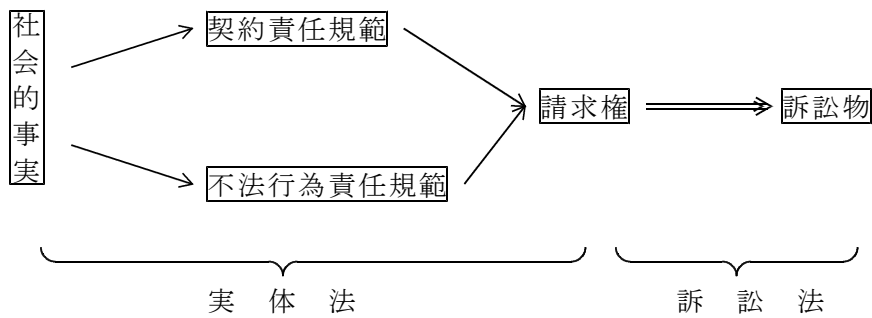
①請求権競合説



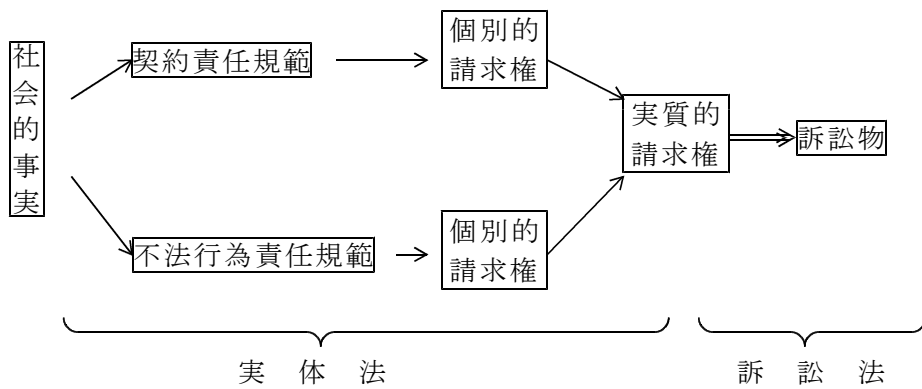
②法条競合説



③属性規範統合説



④請求権二重構造説



⑤全規範統合説

